

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	30財政援助団体 監査	ニュータウン創生課 (高蔵寺まちづくり 株式会社)	使用料の徴収に誤りがあったもの 駐車場の使用料について、算定誤りにより過徴収となっていた。	注意	駐車場使用料の過徴収分は、駐車場使用者へ返金しました。今後、駐車場使用料徴収事務が経理規程に基づき適切に行われるよう、従業員を対象とした研修会を行い、周知徹底を図りました。	措置済
2	30財政援助団体 監査	ニュータウン創生課 (高蔵寺まちづくり 株式会社)	賃金の支給に誤りがあったもの パートタイマー従業員の賃金について、時間外勤務手当の算定誤りにより過支給となっていた。	注意	所定労働時間を超え1日8時間を超えない部分の過支給の賃金について精算しました。今後、パートタイマー従業員の賃金支給が、パートタイマー従業員就業規則に基づき適切に行われるよう、従業員を対象とした研修会を行い、周知徹底を図りました。	措置済